

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和4年度 第6回麻溝地区まちづくり会議		
事務局 (担当課)		麻溝まちづくりセンター 電話042-778-2381(直通)		
開催日時		令和5年3月17日(金)		
開催場所		麻溝公民館 大会議室		
出席者	委員	19人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	3人(麻溝まちづくりセンター所長ほか2人)		
公開の可否		可 不可 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1)まちづくりを考える懇談会のテーマに関する経過について</p> <p>ア ごみ置場の管理等について</p> <p>イ 次期一般廃棄物最終処分場候補地選定について</p> <p>(2)道路交通部会について</p> <p>(3)令和5年度開催予定及び委員の推薦について</p> <p>(4)令和5年度地域活性化事業交付金の募集開始について</p> <p>3 情報交換(地域に関する課題や地域向けのイベント等について)</p> <p>4 その他(お知らせ)</p> <p>「まちのコイン」について</p>		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

(は会長の発言、 は委員の発言)

1 あいさつ

会議開催にあたり、麻溝地区まちづくり会議中島会長からあいさつした。

2 議題

(1) まちづくりを考える懇談会のテーマに関する経過について

中島会長から懇談会終了後の市所管課との協議及び地域対応などについて説明した。

ア ごみ置場の管理等について

1月30日、麻溝地区自治会連合会の検討部会で廃棄物政策課及び資源循環推進課、清掃施設課、麻溝台環境事業所と話し合いを行った。市は分別されていないごみについて、あえて回収をしないことによって分別を促すように取り組んでいたが、1月から回収するようになったとのこと。そのため、12月よりもごみ置き場の状況は改善した。しかし、全ての状況が改善したわけではなく、ごみ置き場の管理も自治会だけでは難しい。大規模なごみ置き場を分別化するための場所探しも市が相談に乗ってくれることとなった。ごみの減量化についても重要であることを話した。

市自治会連合会から市への政策要望の中で「ごみ置場の管理・管理体制の強化」について要望を行い、資料のとおり回答があった。

イ 次期一般廃棄物最終処分場候補地選定について

3月2日、清掃施設課と話し合いを行った。今の計画だと新しい処分場は埋め立て期間15年の想定。危機感を持って取り組まないとならないため、有料化についても検討する必要があると考えている。今後は部会を設置して議論するべきではないか。

《主な意見・質疑等》

○自身も理解できていないため広報・周知不足だと感じる。

(2) 道路交通部会について

中島会長から、令和5年度から道路交通部会を再開することについて説明を行った。

《主な意見・質疑等》

前々回(第4回)のまちづくり会議で「歩道・通学路等の危険箇所の共有及び安全対策」について協議した際、道路交通部会での検討を継続することになったと思う。県道52号の拡幅整備や相模線アンダーパス化の工事による地域住民への影響は大きい。部会でしっかり検討してほしい。

県道52号など大規模工事による影響のほか、踏切や通学路についても検討していく。併せて、全体会で出た意見等についても部会で検討していくことでいかがか。

= 一同異議なし =

(3) 令和5年度開催予定及び委員の推薦について

議題(2)において令和5年度における道路交通部会の再開が承認されたことを受け、まちづくり会議全体会の開催時期について、例年どおりの定期的な開催とするか協議した。

《主な意見・質疑等》

部会委員にとっては会議開催回数が増えることは負担増となるため、例年どおりの定期的な開催は見直されたい。

部会における検討内容がある程度まとまった段階で全体会に報告することでいかがか。

= 一同異議なし =

また、令和5年度の委員推薦について、事務局から説明を行った。

(4) 令和5年度地域活性化事業交付金の募集開始について

事務局から募集要領に基づき説明を行った。

3 情報交換(地域に関する課題や地域向けのイベント等について)

《麻溝地区社会福祉協議会 境会長》から

今年度は12月に民生委員・児童委員の一斉改選が行われた。麻溝地区は19名中11名が退任され、10名の方が新たに選任された。残る1名の中丸自治会管区については、現在調整中となっている。

《当麻地区まちづくり委員会 本多会長》から

ボランティアセンターで相模原養護学校の登下校時見守り活動を実施しているが、担い手が減少してきている。皆さんからも見守り活動にご協力いただける方へ声掛けをしてほしい。

《相模原養護学校 清水支援連携グループリーダー》から

日頃より、地域の方々には本校の運営にご協力賜り大変感謝している。来年度4月から学校名が「相模原支援学校」に変更となるが、引き続き地域との連携を大切にしていきたいと思います。よろしく願います。

《麻溝地区民生委員・児童委員協議会 栗山会長》から

道路の危険箇所について、大下坂の横断歩道設置を何年も前から要望しているが、警察に動いてもらえない状況がある。こういったケースについても、道路交通部会で取り上げて、課題解決につなげてほしい。

《麻溝地区自治会連合会 中島会長》から

高齢者敬老事業のひとつである「長寿フェスティバル」について、これまで地区社協主催

事業として実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により3年にわたり中止となり、令和5年度の事業再開に向け、地区社協のほか地区自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、麻溝地区老人クラブ連合会、麻溝公民館と共に内容等について協議したところ、同時期に実施している「麻溝地区ふるさとまつり」のステージ部門に対象となる高齢者を招待するという案が出され、今後継続して検討することとなった。検討経過を報告してまいる。

《麻溝地区社会福祉協議会 境会長》から

長寿フェスティバルは、これまで「あさみぞ福祉協力金」を活用して実施してきたが、今回の事業内容見直しに伴い、令和5年度の「あさみぞ福祉協力金」については募集しない取扱いとする予定。

4 その他(お知らせ)

《麻溝まちづくりセンター》から

相模原市(市長公室みんなのSDGs推進課)が実施する「まちのコイン」について、資料及び動画により説明を行った。

4 閉会

麻溝地区社会福祉協議会 境会長のあいさつにより閉会した。

以上

麻溝地区まちづくり会議 委員名簿

	団体名	委員		まちづくり会議での役職	第6回 出欠席
		各団体での役職	氏名		
1	麻溝地区自治会連合会	会長	中島 勝平	会長	出席
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕		出席
3	麻溝公民館	館長	山口 誠	副会長	欠席
4	麻溝地区社会福祉協議会	会長	境 勉	副会長	出席
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会長	栗山 雄一	副会長	出席
6	麻溝観光協会	副会長	井上 時雄		欠席
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	座間 正見		欠席
8	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次		出席
9	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	箕輪 良市		出席
10	麻溝地区老人クラブ連合会	会長	安藤 正義		欠席
11	麻溝地区青少年健全育成協議会	会長	井上 國雄		出席
12	麻溝商工振興会	会長	石原 武		欠席
13	麻溝公民館運営協議会	委員	橋本 正春		出席
14	相模原市スポーツ推進委員	委員	小泉 勉		出席
15	相模原市青少年指導委員	代表	山口 隆		出席
16	相模原市農協麻溝支店運営委員会	委員長	政木 晃		出席
17	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	湯田 正吉		出席
18	麻溝小学校PTA	会長	矢萩 直樹		代理出席
19	夢の丘小学校PTA	会長	小林 大介		出席
20	相陽中学校PTA	副会長	岡田 洋子		出席
21	当麻地区まちづくり委員会	会長	本多 展克		出席
22	市場地区計画検討委員会	委員	石井 英和		出席
23	学校法人 北里研究所	次長	村川 健一		欠席
24	学校法人 女子美術大学	校友室主幹	友部 徳寿		出席
25	麻溝地域包括支援センター	管理者	細山 賢太郎		欠席
26	学校法人光明学園 相模原高等学校	校長	天野 雅秀		欠席
27	県立相模原養護学校	支援連携 グループリーダー	清水 功		出席

〈市への政策要望に対する回答〉抜粋

4. ごみ置場の設置・管理体制の強化

市のごみ収集はステーション方式が採用され、ごみ置場は排出者側で確保し、管理することになっているが、ごみ置場の多くは自治会が設置し、当番制による清掃、補修、ごみ出しルールの啓発等により、適正な管理に努めている。

しかし、新たなごみ置場は用地の確保が難しい一方、既存のごみ置場は粗大ごみの不法投棄、収集日以外のごみ出し、分別の不実施、事業系ごみの混入等が一向になくならず、ごみの散乱などで環境衛生上も問題になっている。

また、ごみ置場は自治会の会員以外の住民も利用しており、自治会の加入率が5割を下回っている現状を踏まえれば、もはや自治会だけの責任で適正に管理していくことは難しいのが実状である。

そのため、市もごみ置場の設置・管理について一定の責任を持ち、市と自治会が協働して対応していく必要があると考えており、次の5点を要望する。

- (1) 市もごみ置場の設置・管理について一定の責任を持ち、市と自治会が協働して対応していくことを「一般廃棄物処理基本計画」の中に明記すること。
- (2) 自治会未加入の住民に対して、ごみ出しルール等の啓発を強化すること。
- (3) ごみ収納容器購入費やごみ置場補修費の助成制度を創設すること。
- (4) 公園等市有地へのごみ置場設置許可について、「ごみの適正な処理体制の整備」という政策的な観点から配慮すること。
- (5) 自宅前やマンションで指定設置されたごみ置場ではごみが散乱していることは少ないが、複数の戸建住宅が共同で使用するゴミ置場ではゴミが散乱されたままであることが多く、車の通行にも支障を及ぼすことがある。そのため、マンションや資源ごみを除き、有料かつ段階的にも一般ごみの戸別収集を実現する方向で検討すること。

【回答】

要望(1)につきましては、ごみの減量化・資源化の基本的な方針・方向性を定めた計画となる「一般廃棄物処理基本計画」を、令和5年度に改定(中間見直し)する予定としております。ごみ置き場の設置・管理に係る市と自治会の協働の在り方につきましては、計画の改定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

なお、各自治会などの特有の課題につきましては、引き続き個別に対応させていただくなど、連携の強化に努めてまいります。

要望(2)につきましては、小学生や幼稚園児などへの環境教育はもとより、市と地域の連携による早朝啓発や集合住宅の管理会社への働きかけなど、自治会の加入・未加入を問わず市民全体へ行ってまいります。

今後につきましても、こうした取組を継続するとともに、他都市の取組についても情報収集し、本市にあった効果的な啓発方法について検討してまいります。

要望(3)につきましては、平成21年度までは「資源分別回収事業奨励金」として交付していましたが、平成22年度から自治会等の活動の円滑化、相互の連絡・調整、意見の集約その

他の地域活動の推進を支援するための、「自治会等活動推進奨励金」に含め交付させていただいております。

今後につきましても、「自治会等活動推進奨励金」として交付してまいりたいと考えておりますが、今後、社会経済状況等を鑑み、奨励金の積算方法などにつきまして検討してまいります。

要望（４）につきましては、公園へのごみ・資源収集場所の設置については、都市公園法第２条において、公園内に設置できる物件は、都市公園施設（園路、広場、植栽、遊具等の公園管理者が都市公園の効用を全うする施設）に限られており、その他の物件は、別途占用許可で設置についての可否の判断を行っております。ごみ・資源集積場所の設置については、占用許可では都市公園法第７条及び都市公園法施行令第１２条に定められた物件に該当しないことから、設置を許可することが出来ませんので、公園内のごみ・資源集積場所設置の要望にはお答えいたしかねます。

なお、今後につきましては、ごみ・資源集積場所の設置について、地域からの相談をお受けするとともに、本市と同様に苦慮している他都市の状況等について調査研究を行ってまいります。

要望（５）につきましては、ごみ・資源の有料化及び戸別収集は、現状のステーション収集と比較し、排出者責任の明確化、集積場所のトラブル解消、ごみ出し負担の軽減などのメリットがある一方、収集経費の増加、安定した収集体制の確保を図ることなどの課題がございます。

今後につきましては、他都市への調査結果に基づき、戸別収集に切り替えた自治体の状況や市民ニーズの把握を行うとともに、本市に適した収集体制の在り方について検討してまいります。

令和5年度 地域活性化事業交付金 募集要領

1 地域活性化事業交付金の概要

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

地域の活性化：当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

(2) 対象事業

本交付金は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- | |
|------------------------------------|
| 1 地域の防災・防犯に関する事業 |
| 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業 |
| 3 地域福祉の増進に関する事業 |
| 4 産業や観光の振興に関する事業 |
| 5 環境の保護・保全に関する事業 |
| 6 青少年の健全育成に関する事業 |
| 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業 |
| 8 生涯学習に関する事業 |
| 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業 |
| 10 区が推進する重点事業 |
| 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業 |

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自治会への加入促進・ 地域における公共的な活動の担い手育成・ 公共的な活動への参加者増加・ 地域の公共的な活動団体間の連携強化・ まちづくり会議が提示した地域課題の解決 |
|--|

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業・ 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業・ 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業・ 調査、研究を主たる目的とする事業 ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く |
| <ul style="list-style-type: none">・ 第三者への事業促進を求める事業・ 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業 |

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

- ・相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合には、3年を限度とします。

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等2 事業を行う上で必要な食糧費(交付対象者の構成員に対するものを除く。)、備品購入費、施設使用料、備品借上料等3 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等4 事業を行う上で必要な委託費等5 イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等6 講演会等の講師に対する報償費7 研修会の旅費等、研修に要する経費(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。)8 その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの |
|--|

物品等で1物品1万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。(台帳の作成が必要。)

(6) 交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

2 申請

(1) 事前相談

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に4月・5月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

(2) 申請期間

令和5年4月1日から各地区で定める期間

(3) 提出書類

地域活性化事業交付金交付申請書(様式第1号) 地域活性化事業計画書
収支予算書 団体概要調書 補助金等概要調書 団体構成員名簿

(4) 交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は郵送で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。
具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

3 審査

(1) 審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。
申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

(2) 審査基準

	項目	内容
1	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
2	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
3	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で2年目・3年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
4	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
5	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か

4 実績報告

事業終了後に、次の書類等を提出していただきます。
地域活性化事業交付金実績報告書(第6号様式) 収支決算書
補助事業等実績調書 対象経費に係る領収書等の写し
写真その他事業の実施について確認できる書類

5 報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

6 評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354	042-700-7002
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター	〒252-0135	相模原市緑区大島 1776-5	042-761-2610	042-761-2617
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8117	042-782-1290
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター	〒252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403	042-784-7474
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3213	042-684-3618
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター	〒252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119	042-687-4347
中央区	小山、清新、横山、中央、 星が丘、光が丘地区	中央区役所中央 6 地区まちづくりセンター	〒252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1 階	042-707-7049	042-757-2941
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター	〒252-0233	相模原市中央区鹿沼台 1-10-20	042-861-4512	042-755-6521
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター	〒252-0244	相模原市中央区田名 4834	042-761-6570	042-762-8767
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター	〒252-0243	相模原市中央区上溝 7-7-17	042-762-5626	042-761-1249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194